

目次

食品安全基本法

## 第一条 総則（第一条—第十条）

第二章 施策の策定に係る基本的な方針（第十一条—第二十一条）

第三章 食品安全委員会（第二十二条—第三十八条）

## 附則 第一章 総則

（目的）この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

## （定義）

この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品（及び再生医療等製品を除く。））をいう。

## 第二条 食品の安全性の確保のための措置を講ずるに当たつての基本的認識

第三条 食品の食品安全の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

## （食品供給行程の各段階における適切な措置）

第四条 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国内・国外における食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることから、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

第五条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向とに併んで、食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることによる国民の健康への悪影響が未然に防止されることを旨として、行われなければならない。

## （国の責務）

第六条 国は、前二条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（地方公共団体の責務）

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的情況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。（食品関連事業者の責務）

第八条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和二十一年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第四項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者（以下「食品関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たつて、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するため必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たつては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

## 第九条 消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するよう努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

## 第二章 施策の策定に係る基本的な方針

（法制上の措置等）

第十条 政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## （食品健康影響評価の実施）

第十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たつては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。  
二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。  
三 人の健康に悪影響が及ぼすことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。

二 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

（国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定）

第十二条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たつては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第一項又は第二項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。

（情報及び意見の交換の促進）

第十三条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たつては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じなければならない。

（緊急の事態への対処等に関する体制の整備等）

第十四条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たつては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じなければならない。

（関係行政機関の相互の密接な連携）

第十五条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たつては、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。



二第一項、第二十三條の二の五第一項、第二十三條の二の八第一項（同法第二十三條の二の二）  
 十第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十三條の二の十七第一項、第二十三  
 条の二十五第一項、第二十三條の二十八第一項（同法第二十三條の四十一第一項において準用す  
 る場合を含む。以下同じ。）若しくは第二十三條の三十七第一項若しくは同法第八十三條第一  
 項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項、第十四条の三第一項、第十九条の  
 二第一項、第二十三條の二の五第一項、第二十三條の二の八第一項、第二十三條の二の十七第  
 一項、第二十三條の二十五第一項、第二十三條の二十八第一項若しくは第二十三條の三十七第  
 一項の規定による動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療  
 機器若しくは再生医療等製品についての承認をしようとするとき、同法第十四条の四第一項  
 （同法第十九条の四において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第二十三條の二十九第  
 一項（同法第一十三条の三十九において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは同法第八  
 十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項若しくは第二十三條  
 の二十九第一項の規定による動物のために使用されることが目的とされている医薬品若しくは  
 再生医療等製品についての再審査を行おうとするとき、同法第十四条の六第一項（同法第十九  
 条の四において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第二十三條の三十一第一項（同法  
 第二十三条の三十九において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは同法第八十三條第一  
 項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の六第一項若しくは第二十三條の三十一第  
 一項の規定による動物のために使用されることが目的とされている医薬品若しくは再生医療等  
 製品についての再評価を行おうとするとき、同法第二十三條の二の九第一項（同法第二十三條  
 の二の十九において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは同法第八十三條第一項の規定  
 により読み替えて適用される同法第二十三條の二の九第一項の規定による動物のために使用さ  
 れることが目的とされている医療機器若しくは体外診断用医薬品についての使用成績に関する  
 評価を行おうとするとき、又は同法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される同法  
 第十四条第二項第三号口若しくは同法第八十三條の五第一項の農林水産省令を制定し、若しく  
 は改廃しようとするとき。

九 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十九号）第二条第三項の  
 政令（農用地の土壤に含まれることに起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産  
 されるおそれがある物質を定めるものに限る。）又は同法第三条第一項の政令（農用地の利用  
 に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されると認められ、又はそのおそれ  
 が著しいと認められる地域の要件を定めるものに限る。）の制定又は改廃の立案をしようとする  
 とき。

十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第一  
 項、第十五条第四項第二号若しくは第三号、同条第六項又は第十九条の厚生労働省令を制定  
 し、又は改廃しようとするとき。

十一 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第一百一号）附則第一条の  
 二第一項の規定により添加物の名称を消除しようとするとき。

十二 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第二百五号）第六条第一項の政令の制定又  
 は改廃の立案をしようとするとき。

十三 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第一項又は第二項の厚生  
 労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるとき。

関係各大臣は、前項ただし書の場合（関係各大臣が第十一条第一項第三号に該当すると認めた  
 場合に限る。）においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、  
 その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため  
 必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

（資料の提出等の要求）

**第二十五条** 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の  
 長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（調査の委託）

**第二十六条** 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人そ  
 の他特別の法律により設立された法人、一般社団法人若しくは一般財團法人、事業者その他の民  
 間の団体、都道府県の試験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託すること  
 ができる。

**第二十七条** 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊  
 急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の試験研究機関に対し、  
 食品健康影響評価に必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができる。  
 2 国の関係行政機関の試験研究機関は、前項の規定による委員会の要請があつたときは、速やか  
 にその要請された調査、分析又は検査を実施しなければならない。

3 委員会は、食品安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態  
 に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、国立研究開発法人医薬基盤・健  
 康・栄養研究所法（平成十六年法律第二百三十五号）第十九条第一項の規定による求め、國立研究  
 開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第二百九十九号）第十八条第一項若  
 しくは國立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第二百八十三号）第十六条第一項  
 の規定による要請又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第二百八  
 三号）第十二条若しくは國立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第四十条の規  
 定による命令をするよう求めることができる。

（組織）

**第二十八条** 委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

（委員の任命）

**第二十九条** 委員は、食品の安全性の確保に関する優れた識見を有する者のうちから、両議院の同  
 意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために  
 両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に  
 定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この  
 場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷  
 免しなければならない。

（委員の任期）

**第三十条** 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
 2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
 うものとする。

（委員の罷免）

**第三十一条** 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委  
 員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の  
 同意を得て、これを罷免することができる。

（委員の服務）

**第三十二条** 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同  
 様とする。

3 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはなら  
 ない。

常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に從  
 事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員の給与) 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長) 第三十三条 委員会は、委員長が招集する。

(会議) 第三十四条 委員会は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長) 第三十五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができる。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(専門委員) 第三十六条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局) 第三十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任) 第三十八条 この章に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日) 附 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十九条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(最初の委員の任命) 第二条 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第二十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

(検討) 第八条 政府は、食品安全の確保を図るための諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日) 第一条 (平成一四年七月三一日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第二条第二項、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規定

一定 公布の日 (処分等の効力)

第三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、

手続きその他行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

(政令への委任) 第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一一月四日法律第一二九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一一月四日法律第一三一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一一月四日法律第一三一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一一月四日法律第一三一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一一月四日法律第一三一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一一日法律第七三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一一日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第二五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄**

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日  
(処分等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の行為又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の行為は、法

2 以下の「旧法令」の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の行為は、法  
令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。  
(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。  
(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄**

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄**

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。  
(食品安全基本法の一部改正に伴う経過措置)

第八十九条 附則第十三条、第十四条、第三十二条又は第三十三条の規定によりなお従前の例によることとされた医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品に係る再審査又は再評価については、前条の規定による改正後の食品安全基本法第二十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(処分等の効力)

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしまつたものとみなす。  
(政令への委任)

第一百一十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)  
**附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日  
**附 則 (平成二六年五月二一日法律第三八号) 抄**

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日  
(処分等の効力)

第二条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日  
(処分等の効力)

第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。  
(その他の経過措置の政令等への委任)

第四条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

第五条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(施行期日)  
**附 則 (平成二七年九月一八日法律第七〇号) 抄**

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則 (平成三〇年六月一三日法律第四六号) 抄**

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第一及び二略  
三 第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規定及び食鳥検査に関する法律第十七条第一項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定並びに附則第八条、第十五条から第二十一条まで及び第二十四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日  
(施行期日)  
**附 則 (平成三〇年六月一五日法律第五三号) 抄**

二 第二条並びに附則第七条から第十条まで、第十二条（附則第九条第三項に係る部分に限る。）及び第二十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日  
**附 則 (令和元年一二月四日法律第六二号) 抄**

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和五年五月二六日法律第三六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和五年六月七日法律第四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(施行期日) 第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任) 第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。